

保護者の皆様へ

白岡市健康福祉部こども保育課長

現況届の提出について（依頼）

日頃、保育行政の推進に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

子ども・子育て支援新制度では、認可保育所等を利用している方に年1回の現況届の提出を求めています。

この現況届は、保育を必要とする事由や状況に引き続き該当しているかどうかや、世帯状況等の確認を行うために必要となります。

提出がない場合、引き続きの利用ができなくなります。必ず期限までに提出してください。

1 提出書類 全員の方が、2 ページ目の（①現況届、②保育を必要とする理由を証明する書類）の提出が必要となります。

なお、③転所（園）希望届等は該当する方のみ提出をお願いします。

2 提出期限 令和7年8月29日（金）まで

3 提出先

(1) 市内の保育所等を御利用の方…現在御利用の保育所に提出してください。

(2) 市外の保育所等を御利用の方…はびすしらおか1階 こども保育課
(平日：午前8時30分～午後5時15分)
※郵送での提出も可能です。

送付先

〒349-0215

白岡市千駄野 445 番地 はびすしらおか1階
白岡市 健康福祉部 こども保育課 宛

担当 保育担当
電話 0480-31-9096

1 保育所等利用に係る重要事項説明

次の事項の確認をお願いいたします。

(1) 現在保育所等を利用している場合

①継続について

御提出いただいた現況届及び保育を必要とする理由を証明する書類等を審査し、保育を必要とする要件を満たしている場合、保育所等を継続利用することができます。

②転所について

来年度他の保育所等へ転所を希望する場合は、転所希望届を提出してください。提出があった場合、新規申請と同様に審査を行います。転所できなかった場合は、在籍中の保育所等へ継続入所となります。転所届は年度ごとの審査になります。今年度の転所も御希望でしたらそれぞれ提出してください。

なお、転所決定後の辞退はできませんので、転所をキャンセルする場合は早めにこども保育課へ御連絡ください。

③退所について

今年度の途中、または来年度継続を希望しない場合（例：幼稚園へ入園する、市外へ転出する等）は、こども保育課へ連絡していただき、退所の手続きをお願いします。

(2) 現在興善寺保育園及び小規模保育事業所の2歳児クラスに在籍していて、今年度で卒園となる場合

来年度も保育所等を希望する場合は、新規申請が必要となるため、来年度4月入所受付期間内（11月上旬）に申請してください。詳しくは10月に御案内する「令和8年度保育所入所のご案内」を御確認ください。保育所から冊子を配布させていただきます。

(3) 支給認定内容に変更がある場合

育児休業となる場合や、育児休業から復職する場合、退職して求職活動となる場合等については、支給認定内容の変更手続きが必要となります。現在利用中の保育所またはこども保育課へ御相談ください。

(4) 白岡市外にお引越しの予定がある場合

市外にお引越しする予定のある方については年度末まで継続が可能です。次年度以降は【保護者のうち、どちらか一方が白岡市内で勤務しており、当該保護者の就労時間が一か月あたり64時間以上である】要件を満たし、選考した上で継続の可否を判断しますのでお気を付けください。

2 提出書類

提出書類 チェック 欄	No	必要書類	内 容
☐ ※必須	①	現況届	・お子様 1 人につき 1 部
☐ ※必須	②	保育を必要とする理由を証明する書類 (就労証明書等)	就労証明書等は令和 7 年 7 月以降に発行されたもののみ受け付けます。 御注意ください。 ・お子様の父、母、居住する祖父母（65 歳未満）の方それぞれについて、お子様の保育を必要とする理由を証明する書類を提出してください。 ※兄弟姉妹で共用可能（一方にはコピーを添付） ※保育を必要とする理由の詳細については 3 ページをご覧ください。
☐	③	該当者のみ提出必要	■ 来年度、転所（園）を希望する場合 ☐ 転所（園）希望届 ■ 同居する親族の中に障がいをお持ちの方がいて、保育を必要とする理由としている場合の方 ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し ■ 生活保護世帯の場合 ☐ 生活保護受給証の写し ■ 離婚調停中の場合 ☐ 家庭裁判所からの呼出状や調停期日通知書など調停中であることが分かる書類の写し

3 保育の必要性

保育認定（2号・3号）に当たっては、保護者（父母）に次のいずれかの事由があり、保育が必要な状態にあることが必要です。

保護者の状況			必要なもの
項目	事由	内容	
①	就労	労働することを常態としていて、1か月当たり <u>1日4時間以上かつ週4日以上</u> の合計 <u>64時間以上</u> の労働に従事している場合	「就労証明書」 令和7年7月以降に作成されたもの ※産休中または育休中の方も提出してください。
	上記に加えて	自営の方や勤務先の経営者が自身または親族の方は、 <u>加えて</u> 右記のものも併せて添付	直近1か月分の売上明細表など仕事内容と実績（売上・収入）がわかる書類（最新分の確定申告書・給与明細等でも可） ※営業初年度の場合、「営業許可書・開業届・受注表等」営業していることがわかる書類
②	妊娠、出産	出産予定月をはさんで2か月前から2か月後までにある場合	出産予定の場合は、「母子健康手帳」の表紙及び出産予定日記載ページの写し
③	保護者の疾病、障がい等	保護者が病気やケガのため、または心身に障がいがある場合	診断書、障害者手帳など 「診断書」は、疾病名、療養（入院・通院）期間、保育ができない理由の記載があるもので、発行してから3か月以内のもの
④	親族の介護、看護	親族を介護又は看護している場合	
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災などの災害の復旧に当たっている場合	「罹災証明書」
⑥	就学	学校又は職業訓練校等に在学している場合（趣味の講座、カルチャースクール等は申込み対象外）	（保育を必要とする期間の）「就学証明書」又は「学生証」及び「時間割表」
⑦	虐待やDVのおそれがある場合		「申立書」

（注意1）認定期間中は、「保育を必要とする事由」を常に満たす必要があります。

（注意2）育児のための部分休業を取得する場合において、部分休業取得中の勤務形態が、月64時間以上（1日4時間以上かつ週4日以上）の要件を満たしていない場合は、退所となります。